

令和5年度 和水町プレミアム付商品券事業実施要綱

和水町商工会

1 発行の目的

新型コロナウイルス感染拡大による経済の落ち込みと低迷する個人消費を喚起し、消費者の生活支援と消費購買力の流出防止、町内各事業所の売上向上並びに、中小商工業者の賑わい創出と併せて地域経済の活性化を図ることを目的とする。

2 事業の概要

- | | |
|------------|--|
| (1) 商品券の名称 | 「なごみん」商品券 |
| (2) 商品券の種類 | 共通商品券、食事券 |
| (3) 事業主体者 | 和水町商工会 |
| (4) 事業支援者 | 和水町役場 |
| (5) 販売価格 | 共通商品券 1冊 5,000円 (500円券×13枚綴り)
食事券 1冊 4,000円 (500円券×12枚綴り) |
| (6) 販売数量 | 共通商品券 4,000冊 食事券 1,000冊 |
| (7) 販売対象 | 和水町町民 |
| (8) 利用方法 | 取扱店が取り扱う商品の購入・サービスの提供等の代金支払 |

3 発行額及びプレミアム率

- | | |
|------------|--|
| (1) 発行額 | 32,000,000円 |
| (2) プレミアム率 | 30% (5,000円で6,500円分の共通商品券)
50% (4,000円で6,000円分の食事券) |

4 商品券の販売方法

- | | |
|---------------------|---|
| (1) 販売(先着順) | 令和5年7月1日(土)～2日(日) 午前10時～午後4時
①和水町役場本庁裏 中央公民館 和水町江田 3883-1
②和水町役場三加和公民館 和水町板楠 76 |
| (2) 上記販売で完売出来なかった場合 | 令和5年7月3日(月)から売り切れまで(平日のみ午前9時～午後4時)
和水町商工会本所のみ 和水町瀬川 3613-1 |
| (3) 購入限度 | 1人 「共通商品券 <u>2冊</u> (10,000円)」「食事券 <u>1冊</u> (4,000円)」まで |
| (4) 購入手続き | 販売所窓口において購入申請書に氏名、住所等記入。(家族内のみ代理購入可)
※本人含む全ての購入の方の健康保険証等の証明証の提示をお願い致します。 |

5 使用期間

令和5年7月1日(土)～令和5年12月31日(日)

6 取扱店の登録

- | | |
|----------|---|
| (1) 資格要件 | ㊦ 和水町内事業者であること。
㊧ 商品券実施要綱を遵守すること。
㊨ 食事券取扱店は店内飲食が主の事業所とする。(本会の判断とする) |
|----------|---|

- (2) 対象外事業所 ㊦ 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律に規定する営業を行うもの。
㊧ 業務の内容が公序良俗に反する営業を行うもの。
- (3) 登録申請期間 令和5年5月15日(月)～令和5年5月31日(水)
平日のみ 午前8:30～午後5:00(土日祝祭日を除く商工会の業務時間内)
5月31日(水)以降も登録可能ですが、チラシに掲載されません。
- (4) 登録場所 和水町商工会本所 和水町瀬川 3613-1
- (5) 登録方法 別紙「商品券取扱店登録申請書」に所要事項を記入のうえ窓口へ提出する。
- (6) 登録料 1,100円(税込)。(のぼり旗1枚・ポール・注水台付)

7 商品券の使用制限

- (1) 次に示す内容について商品券の利用は出来ない。
- ㊦商品券・ビール券・図書券・切手・印紙・プリペイドカード等の換金性が高いもの
 - ㊧たばこ(たばこ事業法第36条により)
 - ㊨株式、先物、宝くじなどの金融商品
 - ㊩事業活動に伴い発生した経費の支払い
 - ㊪国や地方公共団体への支払・各種公共料金等の支払い
 - ㊫その他、本会が特に指定するもの
- (2) 商品券の使用にはつり銭は出さない。また、払い戻しはしない。

8 商品券の換金

- (1) 換金申請期間 令和5年7月3日(月)～令和6年1月31日(水)
※土日祝祭日・年末年始休日を除く
- (2) 換金申請窓口 和水町商工会本所 和水町瀬川 3613-1
和水町商工会三加和支所 和水町和仁 17
- (3) 換金申請方法 ㊦回収した商品券の裏面に事業所名を記入、押印のうえ「換金申請書」を添えて換金窓口へ提出する。
㊧本会で回収商品券の確認後、予め届けられた金融機関の口座に振り込む。
その際の振込手数料は事業所負担とする。但し、肥後銀行菊水支店の口座は無料。
㊨毎週金曜日締め、翌週金曜日振込。
- (4) 換金手数料 無料。
- (5) 換金期日及び振込期日 毎週金曜日締め、翌週金曜日振込。(令和5年12月29日～令和6年1月3日は閉所)

9 取扱店の責務

- (1) 商品券が偽造したものや不正に使用されていることが明らかな券の受け取りは拒否すること。
その際は速やかにその事実を本会および警察に報告すること。
- (2) 取扱店関係者が自ら商品券を購入し、自店舗および自事業所で使用されたかのように偽り換金する行為等の不正行為を絶対にしないこと。
- (3) 回収した商品券を換金に回さずに、他の取扱店で再使用しないこと。
- (4) その他、本事業の趣旨に反する行為は絶対に行わないこと。
※不正行為や疑わしい行為と判断された場合は、それ以降の取扱は中止し、取扱店の登録を取

り消すこととする。

(5) 使用期間を過ぎた商品券を受け取らないこと。

10 その他、注意事項等

(1) 偽造商品券対策

取扱店は、消費者から商品券を受け取る際は、偽造されたものでないかを十分に確認する。

(※偽造対策を施した見本商品券等と照合し、確認すること)

(2) 独自セール等

取扱店や商店会などにおいて本事業に関連した独自の販売促進活動等を行うことは差し支えない。

(3) 別途のぼり旗を購入される場合は1枚550円(税込)にて販売いたします。